

平成 3 0 年

第 1 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 1 月 2 2 日

平成 3 0 年 1 月 2 2 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1月22日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第1号～第3号)	

提 出 議 案 等

(平成30年1月22日提出)

(村長提出議案)

議案第 1号 工事請負契約の締結について

議案第 2号 工事請負変更契約の締結について

議案第 3号 平成29年度西原村一般会計補正予算(第6号)について

目 次

第1号（1月22日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号～3号）	5
日程第 4 議案第1号 工事請負契約の締結について	6
日程第 5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第 6 議案第3号 平成29年度西原村一般会計補正予算 （第6号）について	16
閉 会	19
署 名	21

第 1 号 (1 月 2 2 日)

平成30年第1回西原村議会臨時会会議録

平成30年1月22日、平成30年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年1月22日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号～第3号）
- 日程第 4 議案第 1号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第 3号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第6号）
について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）改めまして、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、堀田直孝君、2番議員、村上高志君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成30年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

早いもので、熊本地震から1年9カ月を迎えました。住民の方々も、少しずつではありますが落ちつきを取り戻しつつあります。一日も早くもとの生活ができるよう願うものでございます。

さて、本日の臨時議会は、工事請負契約の締結及び平成29年度一般会計の補正予算をお願いするものでございます。事務手続を考え、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位には大変ご多忙とは存じますが、臨時議会をお願いするものでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、平成28年4月の熊本地震により被災しました西原村青少年の森風の里キャンプ場管理棟の新築及びロッジC棟の改修に関する建築工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第2号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成29年3月の第2回臨時会におきまして議決をいただきました西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回のデジタル防災行政無線整備事業の追加機能の避難勧告等発令支援システムの機能追加等により、防災力の向上に資することが期待されますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第3号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,273万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,095万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入ではふるさと納税災害復興復旧寄附金1億2,273万4,000円の増額補正でございます。歳出におきましては、基金費の災害復興基金積立金1億2,273万4,000円の増額補正、企画費のふるさと納税寄附特産品代2,883万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期臨時会に提案しました議案3件でございます。

議員各位におかれましては慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）議案第1号について説明いたします。

議案第1号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年1月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、地創拠整交金西企工第1号、西原村青少年の森「風の里

キャンプ場」施設建築工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、9,558万円（税抜き額8,850万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、会社名、株式会社宇都宮建設、代表者、代表取締役宇都宮誠二。

配付しております議案番号を付した資料をごらんください。

今回提案の工事は、熊本地震により被災後の建物調査の結果、管理棟の解体後の新築及びロッジ宿泊棟の改修が必要となったために実施する建築工事でございます。

本工事は、内閣府による地方自治体の地方創生推進のための財政支援であります地方創生拠点整備交付金を活用した事業として、平成28年度に申請し承認いただいている事業計画に基づく工事でございます。地方創生の地方版総合戦略であるまち・ひと・しごと創生西原村総合戦略において、本村への移住・定住者の拡大を図るため、本村の魅力的な地域資源を生かした観光やイベント開催等、交流も含めた来訪者の増加に取り組みながら、本村の大きな魅力である住みやすい住環境や豊かな自然環境の情報発信を行い、本村への移住・定住者の拡大を目指すことを目標としています。

本キャンプ場施設は、村民及び都市等の住民の利用に供した相互の交流促進及び青少年の健全育成を図ることを設置目的とされています。熊本地震の被災から整備することでさらなる利用者増につなげるために、施設の機能強化を図ります。具体的には、施設全体の入り口である管理棟を利用客がくつろぎ、交流できるレセプション機能を強化した施設として整備するとともに、ロッジ宿泊棟の改修整備を実施するものでございます。

本工事について、指名競争入札で業者が決定いたしましたので、今回提案させていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

大体、大まかな内容はわかりましたが、契約書をちょっと見てみますと3月26日までというような工期でございますが、間に合うのかなというような感じを受けましたが、どうでしょう。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

標準工期としては、確かに3月26日という今の設定では大変厳しいということで認識しております。この間2回入札を行いまして、不調、不落等ございまして、当面は会計年度での3月設定ということで想定しております。本

日ご承認いただきますならば、直ちに変更契約ということで工期の延長を考えているところでございます。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

相当な金額にはね上がっておりますけれども、その理由と、あとこれは村が幾ら出すのか、補助金等で村が幾らぐらいの持ち出しになるのかを教えてください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

当初の設計時で、平成28年当時ベースの資材単価等でやっておりました。2回の入札を行います中でなかなか落札ができなかったということでございまして、実際の現状の市場単価的な資材をまた調査いたしまして、その分で金額が上がったところが1点ございます。

あと、持ち出しにつきましては、地方創生拠点整備交付金につきましては2分の1が国からの助成でございまして、半分が村の負担という形になります。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。

坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。ということは、材料費が結構上がっているから全体的に上がったということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）資材単価と人件費といいますか、人間が今いらっやらないという、大工さんが不足しているという状況もございまして。それが、若干上昇しているところのコストが高くなった要因と理解しております。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

順調にいった場合、どれぐらいの工期と、それとキャンプ場の開設といいますか、新規をいつごろと思っているのか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）当初の設定でございまして、今年度秋、10月に入札を発注いたしまして、3月末までの完成を目指しておりました。ただ、2回の入札不調、不落でございまして今回、工期の延長という設定を当然考えるところでございまして、それを比較で検討いたしますと、どうしても秋口の観光シーズンまでにはリニューアルオープンさせたいということもございまして、10月か9月までの工期という形でやればということ考

えております。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第2号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第2号について説明いたします。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年1月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、総消第1号、西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事。

2、変更前の契約金額、4億2,487万2,000円（税抜き額3億9,340万円）。変更後の契約金額、4億8,232万2,600円（税抜き額4億4,659万5,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区本荘6丁目17番21号、会社名、株式会社九電工熊本支店、代表者、執行役員支店長陶山和浩。

4、変更前の工期、平成29年3月30日から平成30年2月28日まで。変更後の工期、平成29年3月30日から平成30年3月23日まで。

皆さんには工事請負仮契約書の写しを参考資料としてお配りをしております。

今回の工事請負変更契約につきましては、平成29年3月の第2回臨時会におきまして議決をいただきました西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事につきまして契約金額及び工期の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござ

います。

変更の理由といたしまして、まず、当初、屋外子局スピーカー等をつける柱でございますけれども鋼管柱6カ所について、劣化が少ないことからそのまま既存の施設を使用することを計画していましたが、工事発注後、地震の影響により傾いているなど支障が発生していることが判明したため、全ての屋外子局の建てかえをすることが必要となりました。それから、近年全国的に発生している、梅雨期や台風等によりまして風水害・ゲリラ的な局部集中豪雨などによる災害被害が多く発生しているところでございます。当村においても今後、水害等に対する対策を講じる必要があり、早目に準備して予防対策を実施したいと考えております。

迅速な避難情報等をするため、今回のデジタル防災行政無線同報系システムの整備事業の際に行いましたプロポーザルにおきまして、オプション機能として提案のあった避難勧告等発令支援システムを導入しまして、河川監視カメラを3カ所、水位計と雨量計を2カ所ずつ設置することで、より早い状況把握と避難勧告・指示等の判断が可能になることから、防災力の向上に資するものでございます。よろしく願いいたします。

避難勧告等発令支援システムにつきましては、皆様に配付しております西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事というA3の分ですけれども、概要図におきまして、概要といたしましては鳥子川の地点に監視カメラ、水位計、雨量計を設置、布田川に河川監視カメラ、水位計、雨量計を設置、それから木山川に河川監視カメラを設置しまして、データロガーによりまして記録して役場へその情報を伝送しましてモニターで監視できるなど、防災気象情報の見える化を行います。情報収集の効率化を図り、避難勧告等の効率的な発令判断が可能となります。これが、水域カメラ監視システム、気象観測、そして映像表示システムにより構築されます避難勧告等発令支援システムの概要でございます。

緊急防災・減災事業債を財源として活用できますこのタイミングで事業を実施することが望ましいと考えているところでございます。

これらのことによりまして、今回の契約金額の増額と工期の延長をお願いするものでございます。

なお、現在の西原村防災行政無線同報系システム工事の進捗率は約75%ほどでございます。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほども説明を受けたときいろいろ思ったんですけれども、事前の警報と

いいですか、本部に機械のほうから上がってくると思うんですよ、赤、青、黄色、信号じゃありませんけれども。そういった場合、職員の携帯とかまで連動していくのか、それともそこを見ていなければわからないのかというのがちょっと聞きたくて。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今の段階では、役場のモニターにこの分を伝送して、その部分を画面として見ていくということで想定をしております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）いや、それは先ほども伺いましたけれども、問題は、それからいかに迅速に動くかのかのとき、常にそこを誰かが見ておるわけではないと思う。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）県あたりから気象情報につきましては警報等で西原村のほうにも役場へ事前に来ますので、それによりまして、うちのほうも災害の待機要員として職員を配置いたします。そのときには、そういう待機要員によりまして画面を見ていくということになると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）何しろ初めてのことでですから大変でしょうけれども、やっぱりせつかく新しいシステムがきちんと稼働するように、体制をよろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今回の変更、必要最小限の予算で組まれたと思いますが、先ほどの事前説明会の中において、このシステム、ホームページにおいてはまだモニターできないということでした。県の防災システムは、河川カメラ情報だけでもクリックすればその河川の今の状況が見られます。これが見られるようにできないかといいますのが、やはり大雨が降ったときに河川沿いの住民の方はかなり川に見に行かれます。全国を見ますと、そのときに足をすくわれて命を落とされる方が何人も今現在おられます。

ということで、今回のデジタルシステムということは、こういうホームページにカメラをクリックすればその状況が見られるということであればわざわざ河川まで行かない、命を落とさないということですが、これをデジタルだからできないこともないということですので、私もできると思います。となったときに必要な予算、これをホームページで見られるようにしたときにはどのくらい予算が必要なのかを把握されていますかということです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、ホームページ等でこれをシステムとして見られ

るようにしたほうがいいのではというようなご意見だったと思いますけれども、例えば気象庁がホームページ上で設定しているのも、うちのモニターとしては同じ画面で見ることができるようにしますけれども、それを公開という形になると気象庁とのいろいろと規制等がどうもあるようですので、そういうものの調整もあるということを知っております。

ただ、カメラ、うちの部分だけということだけでしたら今後できる可能性はあると思いますけれども、予算についてはまだ、それをもししたらというのは、ちょっと試算はできておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。

それと、防災無線のシステムというのはさすがに防災というところで必要になります。災害が発生したときには何が、インフラがとまる、停電なんです。停電したときに使えないのが、防災無線というのは蓄電池、自己電源を備えておりますので使える。ただし、前回の更新の場合、その前の前の私たちが役場へ入ったころは、消防団の車載端末もトランシーバーも一緒ですけども、ただプレートスイッチを押せば話せる。ですから頻繁に使っていたと思います。

しかしながら、前回の更新のときにグループ登録とかいろんな操作をしなければいけなくなったということで、はっきり言って消防団もほとんど使っていなかった。それと同時に、携帯が普及しましたので、災害時はちょっとした火災だろうが水害だろうが携帯で連絡をとり合っておった、役場ともとり合っておったという状況です。しかしながら、今までの携帯の端末の使用状況は全くできていませんでしたので、今回のシステムの端末の使いやすさというか、その辺は考慮されているでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今の話は多分、移動系の無線のことだと思います。

今回の同報系のシステム工事とは別物ということになりますので、移動系の消防団等の連携については、やはり今、議員からの話があったとおり、災害時等については無線というのは大きな伝達手段の一つというふうになります。使い勝手というのはなかなか難しいところもありますけれども、今のシステムについてはそれをやっぱり使っていく、なれていくといいますか、操作方法あたりも無線機能とか、事前に配付しておりますけれども、そういうのでなれていくといいますか、使っていくことで今のところはお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今回は移動系は更新されないということですので、非常に私も使っておって使いにくかったと思います。やはり消防団が集まるときとか、また役場職員の公用車にもついていると思います。多分、職員

中にも、とっさに使える課長さん方が果たしていらっしゃるのかと疑問視します。ですので、消防団、職員、訓練のほどをぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）要望ですか。

○1番議員（堀田直孝君）要望です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

この整備工事の設置場所についてですけれども、布田川の場合には布田の橋のところにカメラを備えつけると。ずっと上流のほうに、かなり離れたところに水位計を予定してあります。布田の橋から下、あの周辺が一番人家が多いところですね、新屋敷あたりが。上のほうに水位計があるのと下のほうの川の雨量というのはかなり違ってくると思います。集中豪雨があった場合に、田んぼの排水が一堂に布田川のほうに入水します。堤の水が満タンになったときも布田川のほうに全部入水しますので、できれば、上のほうに水位計をつくるよりもカメラ設置場所に、同じところにつけられないものかというふうに、集中豪雨のときには水田の排水、道路から川への入水がかなりあって、昔も龍王社から下のほう、新屋敷のほうで河川が氾濫したことが何回もあります。

水位計が上のほうにあっても水位計とカメラと雨量計で避難発令は支障はないということであれば別に構いませんけれども、その辺のところ、水位計とカメラを1カ所ということではできないでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）お答えいたします。

今この計画をする段階では、やはり水位とか雨量というのは、上流側でどれだけ降ってまず水かさが上がるかというのが重要になると。それから、布田の周辺では実際に雨の状況を川のカメラで監視、見ることで目視ではつきりわかるということで、今、カメラはより家がある付近ということで、水位計を上流のところ事前に見られるならということで計画しているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）別に避難発令に支障がなければ、水位計が上のほうでも構わないと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。

今回、システムができることで避難勧告の発令判断がスムーズにできるということでございますけれども、機械があってもたまたま首長以下課長クラ

スがいなかったという想定も考えておかなければならないというようなことで、そういう場合の伝達方法とかをどのように考えておられるのか、職員だけでの判断でできるのか、そこら辺をお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のご質問ですけれども、避難勧告等につきましては、もし村長等不在の場合は、現在の状況、それから警報、今後の気象の動向といたしますか、そういうのを判断してその状況を村長には連絡しながら、それから近くの町村の状況とかそういうのも見て村長に電話等で連絡しながら、今までやってきております。今後も形としてはそういう形で、村長、それから副村長等と連絡は当然しながら、最終的には首長の判断ということになっていくところでございます。

不在の場合もやはりそういうことで、今までどおりのような形で当然やっていくということで、していく予定でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）村長に、首長につながらないような状況があるかもしれないかもしれませんが、そのようなときに、その次の判断は誰にされるのか決めておいたほうがいいんじゃないんですか。首長、副村長がとれないときもあると思います。緊急の場合職員でも対応できるようなマニュアルをつくるとか、そこら辺も考えておかなければいけないと思いますが、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろんな判断があると思います。水位計で見れば、ここまでは警戒水位、これ以上上がったら危険水位という判断をしなければなりません。それはカメラを見てもわかるという判断で、水位はレーダーではかかるというような状況でありますので、そこではかったときに、これまで来たときは警戒水域だから避難勧告を出しましょうとか、危険水位に来たときには避難指示を出しましょうとか、そういった判断はカメラを見てするところがかかなりあると思います。多分、私もおらないときもあると思いますけれども、今ここまで来たから連絡では避難勧告を出しますと、よろしゅうございますかという役場からの連絡があると思いますので、私も、近場におったならば役場に行きますけれども、近場におらんときは電話でもそういった連絡をとりながら、そういった発令をやっていくならばと。そのことによって、川の水位が上がったと、先ほど堀田議員が申されましたように、川をよく見に行って足を滑らせて亡くなられた方とかけがをされた方とか、かなりテレビ、新聞等にも出ておりますので、そういったことを一つはなくす方法と、そして情報伝達が速やかにできるということを今回の目的としております。

今回の地震においても、西原村は発生対応型防災訓練、これをやったことによって多くの方の命が救われたというふうに私は思っております。5名の方は一瞬のうちに亡くなられましたけれども、そういった今までの訓練のた

まものではなかったのかなというふうに思っております。

常々私、申し上げておりますように、一步先に行く施策をやろうということで今回、きのうもちょうど東峰村から30名近く村においでいただきました。地震後の対応が西原村はよかったという情報も聞いたので、どういったことをやったのですかということでも来られましたけれども、あそこが全く同じで、今回は風倒木が橋にひっかかり、それで水が堤防を越して水害になったというふうな状況でありますので、きのうも話したのは、東峰村さんの今回の水害の状況を見れば、私どもの村もいつあるかわからないと。例えば、今は山に木を植えても間伐もしない。根が張らないので、そのことによって風が吹けば土砂崩れをすると。木ぐるみ落ちて、その木が橋にひっかかって水害となるというような状況もかなりあると思います。そういったことが東峰村ではあったということも事前から聞いておりましたので、そういったことを防ぐためにも今回のカメラ、水位計等は今後、西原村の河川のそばの住民を守るためには必要ではないかということで、前回、上野議員から質問いただきましたけれども、私の考えも全く一緒だったもので、今回こうして提案させていただいたところでございます。

このことによって多くの方の命を救うことをできやしないかと。水が増せば、家のそばにもおられませんけれども、避難所に避難することも速やかにできはしないかなというふうに思っておりますので、そこら辺ではご理解いただきたいというふうに思います。

伝達事項は、先ほど申しましたように、警戒水位、危険水位になったときの情報伝達は私のほうにも入ってくると。そして、役場ではその情報をもとに避難勧告を出す、あるいは避難指示を出すという形でやっていくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

○5番議員（西口義充君） 村長の説明はよくわかりましたけれども、やはり職員にもそういうシステムをよく勉強していただいて、地域住民がいち早く避難できるように安全面で気を配っていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ありませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君） 8番、林田です。

先ほどの説明会するとき、木山川地区は県がある程度のこういうシステムを設置するという説明を受けましたが、大体同時進行的にやられるのか、いつやられるのか、できれば同じようなというか、この3月末までが工期となっておりますが、早目の設置をお願いされるよう村としての要望をお願いしたいと思います。要望です。

○議長（宮田勝則君） 要望ですから答弁は求めませんか。

○8番議員（林田直行君） いつごろになるか、わかる範囲でよございますが、

それと、もしわからないなら要望としてお願いしてもらいたい。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）私が聞いているところによりますと、来年度に県が水位計を西原村においては木山川に設置するというお話は聞いております。時期がはっきりはちょっとわかりませんが、新年度にというような予定だということまでは聞いております。要望は早目に、できればしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第3号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,273万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,095万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月22日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金1億2,273万4,000円の増額補正、ふるさと納税災害復興復旧寄附金の増額でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億2,273万4,000円の増額、災害復興基金積立金の増額でございます。

その下ですが、目8企画費2,883万円の増額、ふるさと納税寄附特産品代等の増額補正でございます。

あと、予備費は2,883万円の減額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）今回、ふるさと納税の金額が相当上がっておりますけれども、主に高額納税者がおられたと思います。もし公表できればそういうところもお願いしたいんですけれども。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

議員ご質問の高額のご寄附者の方でございますが、昨年末、確かにお一人いただいております。ご本人からの申し出によりまして公表等は控えていたきたいということと、返礼品も辞退されておりますので、一応そういった申し出があったということをお伝えさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）ありがとうございます。大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

ふるさと納税の返礼品と合わせると、これ、さとふるですか、出されているのは。維持管理とかそういうのを引かれると残りはどういうふうな、何パーセントぐらいになるのかわかりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

あくまでもこちらの試算の段階での数字ということでご了解いただきたいと思いますが、今のところ、寄附額を1万円から1万円刻みで2万円、3万円、10万円ということで設定しておりまして、おのおの返礼品代を大体寄附額の3割を目安ということで返礼品の業者に指示しております。それを引きまして、それからまた送料が別途追加されます。それと、さとふるの手数料ということで、それが寄附額の12%プラス消費税になりますので、最終的にそれを必要経費として判断して寄附額から引きますと、あくまでも試算の範囲でございますが、10万円いきますと大体50%ぐらい残るかなと。3万円ですと54%ぐらい、1万円ですと40%台というような結果で一応、把握、試

算はしているところでございます。あくまでも送料等が物によってはいろいろ重さとかで変わりますので、一律な出し方では比較対象にならないかもしれませんが、今のところそういった試算として考えております。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

今の件ですけれども、歳出の企画費の金額の中に今の金額も入っていると認識しているのかが一つ。

もう一つ、前回この件で、さとふるというのに入っているからという話は議場では伺いました。その後、産業教育常任委員会の方に伺いましたけれども、そんなに詳しい説明を受けたわけではないと伺っております。できれば、さとふるに関する何か説明等、パンフレット、書類等あればいただければと思っています。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）今回歳入歳出で補正予算をお願いしておりますのは、歳入予算につきましては昨年12月に一番のピークを迎えておりました。12月分だけでも約6,000万円ほど寄附金としていただいております。それに伴いまして、返礼品というのが翌月にお支払いする形でさとふるのほうから請求がまいりますので、当然、今月分としてお支払いする分が現在、歳出として返礼品が足りていないということでの今回の臨時会での追加補正という形にさせていただいております。

あわせまして、次の配送料につきましても同じような状況でございますし、決済業務手数料、これがさとふるに払います手数料ということで、払わなくちゃいけないということでご理解をさせていただきたいのと、あと、また来月、2月、3月を見越したのもある程度加味しておるところでございます。最終的にはまた3月の定例議会の中で微修正等出てくるかと理解しておりますが、今回の臨時議会につきましては、当面、12月にいただいた寄附相当分の必要経費をお支払いしたいということが一つの大きな目的でございます。

あと、さとふるにつきましては、確かに今年の7月から開始ということで、当初予算の時点でどこまで説明してあったかどうか私もちょっと承知しておりませんが、ご要望であれば、その分の資料等はまたご用意して、追加で配付させていただければと思っております。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですから、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成30年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

1 番議員 堀 田 直 孝

2 番議員 村 上 高 志